

無料低額診療事業

——— ご相談ください ———

済生会は「済生（生命を救う心）」を原点とする社会福祉法人です。
社会福祉法に基づいて無料低額診療事業を行っています。

無料低額診療事業の目的

この事業は、病気やけがにより生計が困難になる恐れのある方や、経済的理由により必要な医療を受けられない方を対象に、医療費を免除し、安心して医療を受けていただくためのものです。医療費のお支払いについてご相談のある方は、どうぞお気軽にお声かけください。

対象者について

当院の減免基準があります

生活保護基準に該当する方
（もしくはそれを若干上回る）

経済的理由により
診療費の支払いが困難な方

制度の利用方法

まずは医療ソーシャルワーカーまでご連絡ください。ご相談をお受けした後、院内規定に基づき必要書類を作成し、減免申請を行います。

※必要に応じて収入や支出のわかる明細を確認させていただきます。知り得た個人情報厳重に管理いたします。

免除の範囲

免除されるもの

診療費（入院・外来）

免除とならないもの

- ・入院時の食事代、病衣等のアメニティ
- ・差額室料など保険外の費用
- ・調剤薬局で受け取る薬の費用

お問い合わせ

済生会湘南平塚病院

医療福祉相談室 tel.0463-71-6161（代） 受付時間 平日 9:00～17:00